

【被災状況等の確認】 該当する項目に☑を付けてください。

<p>1 被災した住宅の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない</p> <p><input type="checkbox"/> 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う</p> <p><input type="checkbox"/> 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認められた</p> <p><input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）</p> <p><input type="checkbox"/> その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた</p>
<p>2 資力要件</p>	<p>自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>3 個人情報</p>	<p>記載された個人情報を、被災者支援のため、他の機関等に提供することの同意</p> <p><input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 災害救助法が適用された市町に、令和6年1月1日時点において居住していた</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請しておらず、今後の予定もない</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>4 申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>5 申込者は世帯主ですか</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ（理由： _____）</p>
<p>5 必要書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 石川県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）</p> <p><input type="checkbox"/> 入居希望物件概要書（様式第1号の2）</p> <p><input type="checkbox"/> 同意書（様式第3号）</p> <p>※ 確約書（様式第3号の2）の提出があれば事後でも可</p> <p><input type="checkbox"/> 誓約書（様式第4号）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員分）</p> <p><input type="checkbox"/> 罹災証明書</p> <p>※ 要綱第6条(1)①、②、④に該当する場合</p> <p>但し、要綱第6条(1)①かつ第6条第2項に該当する場合は、罹災証明書の提出は不要</p> <p>-----（必要に応じて添付）-----</p> <p><input type="checkbox"/> 申出書（様式第5号）</p> <p>※ 要綱第6条(1)②～⑤及び第6条(1)①かつ第6条第2項に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 応急危険度判定調査票</p> <p>※ 要綱第6条(1)③に該当し、かつ応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 受付済の災害救助法の住宅の応急修理申込書</p> <p>※ 要綱第6条(1)④に該当する方で、既に応急修理申込をしている場合</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（様式第7号）</p> <p>※ 貸主が代理人に委任する場合のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し</p> <p>※既に賃貸住宅の契約または入居されている方</p>

【注意事項】

- ・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを市町が借り上げ、提供する住宅です。
 - ・家賃は無料ですが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費、入居者の故意・過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担となります。
 - ・入居期間は入居日から2年以内となり、応急修理制度を併用する場合は条件が異なりますので、ご注意ください。
- ※災害時に民間賃貸住宅や公営住宅に居住されていた方は、入居日から原則1年以内となります。